



三重県公報

平成30年3月22日（木）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
1	三重県子ども基金条例	(健康福祉総務課)	10
2	住宅宿泊事業法施行条例	(食 品 安 全 課)	11
3	三重県いじめ防止条例	(教 育 委 員 会)	13
4	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 行 財 政 課)	18
5	三重県部制条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	20
6	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(障 がい 福 祉 課)	22
7	三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	23
8	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	24
9	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例	(人 事 課)	25
10	知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	26
11	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	27
12	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	29
13	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(同)	31
14	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(医 務 国 保 課)	32
15	三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(くらし・交通安全課)	33
16	三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例	(消 防 ・ 保 安 課)	34
17	免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	35
18	三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例	(ものづくり推進課)	36
19	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	43
20	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	51
21	三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障 がい 福 祉 課)	52
22	三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例	(健康づくり課)	53
23	地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例	(医 務 国 保 課)	54
24	三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(少 子 化 対 策 課)	55
25	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例	(ダイバーシティ社会推進課)	57
26	都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	58
27	三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(景観まちづくり課)	59
28	三重県建築基準条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	61
29	三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例	(同)	62
30	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	63
31	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(同)	64
32	公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	65
33	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	(同)	66

34	三重県病院事業条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	67
35	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	68
36	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	69
37	三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例	(長 寿 介 護 課)	70
38	主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例	(農 産 園 芸 課)	71
39	三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例	(長 寿 介 護 課)	72
40	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(大 気 ・ 水 環 境 課)	84
41	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(長 寿 介 護 課)	85
42	三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障 が い 福 祉 課)	87
43	三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	99
44	三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	100
45	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	101
46	三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	107
47	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	108
48	三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(長 寿 介 護 課)	109
49	三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	110
50	三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	111
51	三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	113
52	三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	120
53	三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	121
54	三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	122
55	三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	123
56	旅館業法施行条例等の一部を改正する条例	(食 品 安 全 課)	127
57	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	(県 議 会)	129
58	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	130
59	三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(同)	131
60	三重県議会委員会条例の一部を改正する条例	(同)	132

公布された条例のあらまし

◎ 三重県子ども基金条例（条例第1号）

- 1 子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業に要する経費の財源に充てるため、三重県子ども基金を設置することとしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 住宅宿泊事業法施行条例（条例第2号）

- 1 住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成30年6月15日（一部公布の日）から施行することとしました。

◎ 三重県いじめ防止条例（条例第3号）

- 1 いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与するため、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 公職選挙法の一部改正に鑑み、三重県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費負担に関する規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成31年3月1日から施行することとしました。

◎ 三重県部制条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 平成30年度の組織機構の見直しに伴い、部の名称等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 伊勢建設事務所宮川下水道室を中勢流域下水道事務所と統合することに伴い、行政機関の設置に係る規定の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 平成30年度の職員定数の見直しに伴い、知事の事務部局の職員の定数の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

◎ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合等の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成30年4月1日から施行することとしました。

- ◎ 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）
 - 1 県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 11 号）
 - 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 29 年 10 月 11 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 12 号）
 - 1 職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に従事した場合等の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第 13 号）
 - 1 民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）
 - 1 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第 19 条第 1 項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）
 - 1 三重県消費者行政活性化基金の設置の目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）
 - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部平成 30 年 5 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）
 - 1 免税軽油使用者証の交付等に係る手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例（条例第 18 号）
 - 1 試験研究機関における試験項目の見直し等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
 - 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
 - 1 納税証明書の交付手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）
 - 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）
 - 1 がん診療連携体制の見直し等に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）
 - 1 地方独立行政法人法の一部改正等に鑑み、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会の所掌事務等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）
 - 1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正等に鑑み、青少年有害情報フィルタリングサービス等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 4 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）
 - 1 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を加えることとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）
 - 1 伊賀市の都市計画区域の統合に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 2 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）
 - 1 屋外広告物法の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日及び同年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）
 - 1 建築基準法の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）
 - 1 宅地開発工事の完了公告までに建築物を建築するための承認申請に係る手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 30 号）

- 1 平成 30 年度における公立学校の児童生徒数の増減による教職員定数の変動等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）

- 1 人事委員会の議会及び知事に対する平成 29 年 10 月 11 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、公立学校職員の勤勉手当の支給割合の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日（一部平成 30 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

◎ 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 32 号）

- 1 民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引下げ等を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）

- 1 県立高等学校の配置及び規模の適正化を図るため、三重県立名張桔梗丘高等学校及び三重県立名張西高等学校を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県病院事業条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）

- 1 三重県立志摩病院において、介護保険法の規定に基づく通所リハビリテーション等を行うに当たり、使用料等についての規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）

- 1 都市計画法の一部改正に鑑み、風俗営業の許可に係る営業制限地域等についての規定を整備するとともに、インターネット社会の発展に鑑み、風俗営業者の遵守事項についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例（条例第 37 号）

- 1 介護保険法の一部改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限等が市町に移譲されることに伴い、三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

◎ 主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例（条例第 38 号）

- 1 主要農作物種子法の廃止に伴い、主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（条例第 39 号）
- 1 介護保険法の一部改正により、介護医療院が創設されることに鑑み、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 40 号）
- 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 41 号）
- 1 介護保険法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）
- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）
- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）
- 1 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）
- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）
- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）
- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）
- 1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（第 51 号）
- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部平成 30 年 10 月 1 日）から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 52 号）
- 1 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 53 号）
- 1 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 54 号）
- 1 健康保険法等の一部を改正する法律によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例 55 号）
- 1 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日（一部平成 30 年 10 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ 旅館業法施行条例等の一部を改正する条例（条例第 56 号）
 - 1 旅館業法等の一部改正に鑑み、関係条例の規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）
 - 1 県内の選挙区間における地域間の均衡の調整を図るため、所要の整備を行うこととしました。
 - 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 58 号）
 - 1 他の都道府県議会議員等の期末手当の算定方法を考慮し、三重県議会議員の期末手当の算定方法の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第 59 号）
 - 1 議会経費の削減のため、議会における会派に係る政務活動費の一部を減額する所要の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第 60 号）
 - 1 三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしました。

条 例

三重県子ども基金条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第一号

三重県子ども基金条例

(設置)

第一条 子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業（以下「子ども等に資する事業」という。）に要する経費の財源に充てるため、三重県子ども基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

2 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）附則第十三条及び第十四条の規定に基づいて課税することにより、同条例第三十一条の規定に基づいて課税した場合より増加した県税収入に相当する額の一部の金額は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

3 子ども等に資する事業資金として受納した寄附金の額に相当する金額は、予算に計上して、この基金に積み立てなければならない。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、子ども等に資する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

住宅宿泊事業法施行条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二号

住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間について定めるほか、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「住宅」とは、法第二条第一項に規定する家屋をいう。

2 この条例において「住宅宿泊事業」とは、法第二条第三項に規定する事業をいう。

(届出書に添付する書類)

第三条 法第三条第一項又は第四項の届出をしようとする者は、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第四条 法第十八条の条例で定める区域及び実施を制限する期間は、次の上欄に掲げる市町のうち、中欄に掲げる区域ごとに、下欄に掲げる期間とする。

市町	区域	期間
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する施設のうち保育所（これらのうち知事が指定するものを除く。以下この項において「学校等」という。）の敷地の周囲百十	三重県教育委員会規則、各市町教育委員会規則、各私立学校学則等に規定する休業日を除く日その他の当該学校等において授業及び保育を行う日（知事が別に定める日を除く。）

	メートル以内の区域	
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、度会郡玉城町及び南牟婁郡御浜町	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（知事が指定する地域を除く。）	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く日（知事が別に定める日を除く。）

- 2 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅の敷地の一部が、前項の規定により制限を受ける区域内にある場合においては、当該敷地の全部について、前項の規定を適用する。
（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条、第五条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

三重県いじめ防止条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三号

三重県いじめ防止条例

(目的)

第一条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 二 学校 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 三 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人及び児童生徒を現に監護する者をいう。
- 五 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- 六 事業者 営利又は非営利で事業を行う個人又は法人をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に

に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

- 4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

（いじめの禁止）

第四条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

（県の責務）

第五条 県は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校の設置者の責務）

第六条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて他の学校の設置者又はその他の関係者と連携するものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）

第七条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

- 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

- 3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であつて当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

- 4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

（保護者の責務）

第八条 保護者は、その監護する児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、当該児童生徒に対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その監護する児童生徒の話を聞くとともに様子を見守り、当該児童生徒がいじめを受けた場合は適切にいじめから保護するものとする。

- 3 保護者は、国、県、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

第九条 県民及び事業者は、その居住する又は事業を行う地域において児童生徒を見守り、学校、家庭その他の関係者と連携し、児童生徒が健やかに成長し安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

- 2 県民及び事業者は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、県、市町、学校の設置者、その設置する学校又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に情報を提供するよう努めるものとする。

（児童生徒の役割）

第十条 児童生徒は、自らを大切にするとともに一人ひとりの違いを理解し、互いを尊重するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめを発見した場合又はいじめが行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校の教職員、家族又はいじめの防止等に関する機関若しくは団体に相談するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第十一条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（いじめ防止基本方針）

第十二条 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 県は、いじめに関する状況の変化を踏まえて、必要があるときは県いじめ防止基本方針を変更するものとする。

- 3 県は、県いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

- 3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

（いじめの防止等のための組織の活用）

第十四条 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校のいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（いじめの早期発見のための措置）

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応する

ため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報適切に保護するものとする。

（いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上）

第十六条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

第十七条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワークワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第十八条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年四月及び十一月をいじめ防止強化月間とする。

（学校相互間等の連携協力体制の整備）

第十九条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

（重大事態への対処）

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事

態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあつては、法第二十九条第一項、法第三十条第一項、法第三十一条第一項及び法第三十二条第一項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

- 2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

（知事による対処）

第二十一条 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

（学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力）

第二十二条 県は、学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。）及び高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力を行うものとする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百四十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第二条第一項中「又はポスター」を「又はビラ及びポスター」に改め、同項第二号中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 ビラを作成する場合 候補者一人について、第五条各号に掲げる区分に応じ同条各号に定めるところにより算定した金額にビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数）を乗じて得た金額

第二条第二項を削る。

第三条第二号中「ポスター」を「ビラ」に改め、同条第三号中「ビラ」を「ポスター」に改める。

第四条第一項中「第二条第一項ただし書」を「第二条ただし書」に改める。

第六条を削る。

第五条中「同条第二号」を「同条第三号」に、「第二条第一項ただし書」を「第二条ただし書」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（ビラの作成に係る公費の支払）

第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 二十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

附 則

- 1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される三重県議会議員及び三重県知事の選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された三重県議会議員及び三重県知事の選挙については、なお従前の例による。

三重県部制条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五号

三重県部制条例の一部を改正する条例

三重県部制条例（平成二十四年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「九部」を「十部」に改め、同条中「健康福祉部」を「医療保健部
子ども・福祉部」に改める。

第五条を次のように改める。

（医療保健部の事務）

第五条 医療保健部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 医療に関すること。
- 二 介護に関すること。
- 三 保健衛生に関すること。

第十条を第十一条とし、第六条から第九条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（子ども・福祉部の事務）

第六条 子ども・福祉部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 子ども及び青少年の育成に関すること。
- 二 社会福祉に関すること。
- 三 社会保障に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（三重県准看護師試験委員条例の一部改正）

- 2 三重県准看護師試験委員条例（昭和二十七年三重県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

（三重県精神保健福祉審議会条例の一部改正）

- 3 三重県精神保健福祉審議会条例（昭和四十年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

（三重県障害者施策推進協議会条例の一部改正）

- 4 三重県障害者施策推進協議会条例（昭和四十六年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

（三重県難病医療審議会条例の一部改正）

- 5 三重県難病医療審議会条例（平成十一年三重県条例第四十七号）の一部を次のように

改正する。

第八条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

(三重県社会福祉審議会条例の一部改正)

- 6 三重県社会福祉審議会条例(平成十二年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「健康福祉部」を「医療保健部及び子ども・福祉部」に改める。

(三重県生活衛生適正化審議会条例の一部改正)

- 7 三重県生活衛生適正化審議会条例(平成十二年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

(三重県公衆衛生審議会条例の一部改正)

- 8 三重県公衆衛生審議会条例(平成十三年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第十条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

(三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正)

- 9 三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例(平成十八年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

(三重県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

- 10 三重県公立大学法人評価委員会条例(平成二十年三重県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

(三重県子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

- 11 三重県子ども・子育て会議設置条例(平成二十五年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

(三重県いじめ調査委員会条例の一部改正)

- 12 三重県いじめ調査委員会条例(平成二十六年三重県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の項の次に次のように加える。

三の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。）第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものであつて、政令第三十五条に規定する負担上限月額の算定のために必要な事項に限る。） イ 法第五十三条第一項の規定による支給認定の申請に係る事実についての審査 ロ 法第五十六条第一項の規定による支給認定の変更の申請に係る事実についての審査 ハ 政令第三十二条第一項の規定による変更の届出に係る事実についての審査
--

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第七号

三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例

三重県行政機関設置条例（平成十七年三重県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項の表三重県中勢流域下水道事務所の項を次のように改める。

三重県中南勢流域下水道事務所	松阪市	津市、伊勢市、松阪市、多気郡多気町、 多気郡明和町及び度会郡玉城町
----------------	-----	--------------------------------------

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長（以下この項において「旧行政機関の長」という。）がした処分その他の手続又は旧行政機関の長に対してなされた申請その他の手続は、旧行政機関の長に相当する改正後の三重県行政機関設置条例に規定する行政機関の長がした処分その他の手続又は当該行政機関の長に対してなされた申請その他の手続とみなす。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「四、三四六人」を「四、三三五人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第九号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の二十」を「百分の四十五」に改め、同条第一号中「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に改め、同条第二号中「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第二条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書中「百分の二十」を「百分の四十五」に改め、同項第一号中「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に改め、同項第二号中「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「百分の二十」を「百分の四十五」に改め、同条第一号中「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に改め、同条第二号中「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例の一部改正)

第四条 識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例(昭和三十二年三重県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「百分の二十」を「百分の四十五」に改め、同条第一号中「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に改め、同条第二号中「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

(公営企業管理者の給与及び旅費条例の一部改正)

第五条 公営企業管理者の給与及び旅費条例(昭和四十一年三重県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「百分の二十」を「百分の四十五」に改め、同項第一号中「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に改め、同項第二号中「百分の二百十二・五」を「百分の百七十二・五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与の特例に関する条例（平成二十九年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百・七五）」と」の下に「、「百分の九十五（特定管理職員にあつては、百分の百十五）」とあるのは「百分の九十・七五（特定管理職員にあつては、百分の百十・七五）」と」を、「百分の一・五一一二五）」と」の下に「、「百分の一・四一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・七一二五）」とあるのは「百分の一・三六一二五（特定管理職員にあつては、百分の一・六六一二五）」と」を、「百分の八十・七五」と」の下に「、「百分の九十五」とあるのは「百分の九十・七五」と」を、「百分の一・二一一二五」と」の下に「、「百分の一・四一二五」とあるのは「百分の一・三六一二五」と」を加える。

第八条第二項中「百五十八・二五」と」の下に「、「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十二・二五」と」を加える。

第二条 知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

- 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における職員の勤勉手当に係る規定の適用については、職員の給与条例第二十一条第二項第一号中「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、職員の給与条例附則第二十一条中「百分の一・三五（特定管理職員にあつては、百分の一・六五）」とあるのは「百分の一・二八六二五（特定管理職員にあつては、百分の一・五八六二五）」と、「百分の九十（特定管理職員にあつては、百分の百十）」とあるのは「百分の八十五・七五（特定管理職員にあつては、百分の百五・七五）」と、公立学校職員の給与条例第二十四条第二項第一号中「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」と、公立学校職員の給与条例附則第十五項中「百分の一・三五」とあるのは「百分の一・二八六二五」と、「百分の九十」とあるのは「百分の八十五・七五」とする。

第八条第二項中「百分の百六十二・五」とあるのは「百五十八・二五」と、「百分の百六十七・五」とあるのは「百分の百六十二・二五」を「百分の百六十五」とあるのは「百分の百六十・七五」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三第一項第一号中「三十六万八千円」を「三十六万八千四百円」に改める。

第二十二條第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の百五)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十二・五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」を加え、同項第三号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の五十)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)」を加える。

附則第二十二項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・五七五)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五(特定管理職員にあつては、百分の一・七二五)」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の百五)」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を加える。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)、十二月に支給する場合においては百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を「百分の九十(特定管理職員にあつては、百分の百十)」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の九十二・五、十二月に支給する場合においては百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改め、同項第三号中「、六月に支給する場合においては百分の四十(特定管理職員にあつては、百分の五十)、十二月に支給する場合においては百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)」を「百分の四十二・五(特定管理職員にあつては、百分の五十二・五)」に改める。

附則第二十二項中「、六月に支給する場合においては百分の一・二七五(特定管理職員にあつては、百分の一・五七五)、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五(特定管理職員にあつては、百分の一・七二五)」を「百分の一・三五(特定管理職員にあつては、百分の一・六五)」に、「、六月に支給する場合においては百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)、十二月に支給する場合においては百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)」を「百分の九十(特定管理職員に

あつては、百分の百十)」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十二・五」とする」を「百分の百六十七・五」とする」に改める。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年三重県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第三項中「百分の百六十二・五」とする」を「百分の百六十七・五」とする」に改める。

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改め、同条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十五」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(第十七条の三第一項第一号の改正規定に限る。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用し、第一条の規定(第十七条の三第一項第一号の改正規定を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定(以下この項においてこれらを「新条例の規定」という。)を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定及び第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

二十七 特定大規模災害に対処するための死体処理手当

第二十二條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、同法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

九 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、特定原子力事業所に係る同法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

第二十二條第二項中「額は、」の下に「同項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる作業にあつては」を、「六百元」の下に「、同項第八号及び第九号に掲げる作業にあつては日額四万円」を加え、同条に次の一項を加える。

3 職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）を除く。以下「特定大規模災害」という。）に対処するため、第一項第三号に規定する災害応急作業に引き続き五日以上従事したときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に日額六百元を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算して支給する。

第三十四条に次の一項を加える。

3 警察職員が特定大規模災害に対処するため、第一項第三号に規定する業務に引き続き五日以上従事したときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に日額八百四十円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算して支給する。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（特定大規模災害に対処するための死体処理手当）

第三十六条 特定大規模災害に対処するための死体処理手当は、職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業（警察職員にあつては、第三十四条第一項第一

号に掲げる業務を除く。)で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、日額四千円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める。

附則第五項中「(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)」を削り、同項第二号中「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下この項において「本部長指示」という。)」を「本部長指示」に改め、同項第四号及び第五号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十三号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(三重県職員退職手当支給条例の一部改正)

第一条 三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

附則第二十三項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 三重県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成十八年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に三重県職員退職手当支給条例（以下「条例」という。）第四条の規定に該当する退職をした者（同条第一項第四号の規定に該当する退職をした者を除く。）又は条例第五条の規定に該当する退職をした者（同条第一項第七号の規定に該当する退職をした者を除く。）については、この条例による改正前の三重県職員退職手当支給条例第七条第八項の規定は、平成三十五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十四号

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十万分の四十一」を「十万分の四十」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十五号

三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

三重県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「平成三十年十二月三十一日」を「平成三十三年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十六号

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例（平成十二年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六号の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表第八号の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表第九号の項イ中「五千元」を「六千五百円」に改め、同項ロ中「三千四百円」を「四千五百円」に改め、同項ハ中「二千七百円」を「三千六百元」に改め、同表第十二号の項中「二千八百円」を「二千九百円」に改め、同表第十四号の項中「千八百円」を「千九百円」に改め、同表第十五号の項イ中「五千元」を「五千七百元」に改め、同項ロ中「三千四百円」を「三千八百円」に改める。

別表第三第十七号の項ロ中「百八十円」を「百六十円」に改め、同項ハ中「二百二十円」を「二百十円」に、「四円」を「三円」に改め、同項ニ中「九十円」を「八十円」に改める。

別表第六第十三号の項中「一万九千元」を「一万七千元」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成三十年五月一日から施行する。

免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十七号

免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例

免税軽油使用者証交付手数料徴収条例（昭和三十一年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（手数料の金額）

第二条 手数料の金額は、一件につき四百円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例（昭和三十一年三重県条例第二十二号）第二条の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった免税軽油使用者証の交付又はその書換えから適用し、同日前に申請のあった免税軽油使用者証の交付又はその書換えについては、なお従前の例による。

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十八号

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例

三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例（昭和三十三年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

区分	分析等の種類	項目	単位	金額
全般	定性分析	一 蛍光X線分析	一測定につき	三、四七〇
		二 X線回折分析	一測定につき	三、三四〇
	定量分析	一 原子吸光分析、プラズマ発光分光分析又はこれらに類する分析	一成分につき	二、八六〇
		二 蛍光X線分析		
		イ 一試料につき三成分までのもの	一測定につき	五、五四〇
		ロ 一試料につき三成分を超えるもの	一測定につき	七、四八〇
		三 遠赤外線放射率測定	一測定につき	一三、四三〇
	微小領域観察・分析	一 走査電子顕微鏡観察	一箇所につき	一一、五一〇
		二 エネルギー分散型X線分析		
		イ 加工を要しないもの	一測定につき	七、〇三〇
		ロ 加工を要するもの	一測定につき	一一、三八〇
	測定	分析機器を使用する測定	一測定につき	二、五四〇
備考 この表に定めのない分析又は測定に係る手数料の額は、三百三十円以上二千七百十円以下の範囲内において知事が定める。				

別表第二（第二条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
食品	物性試験	一 破断特性	一試料につき	三、四五〇

		二 光学顕微鏡組織	一測定につき	二、二九〇
		三 食品の粘度測定	一試料につき	三、七一〇
		四 デンプンの糊化特性	一試料につき	三、二九〇
		五 食品の色彩測定	一試料につき	一、八一〇
		六 熱特性評価	一試料につき	四、二七〇
		七 粘弾性評価	一試料につき	五、二二〇
	化学試験	一 味覚特性		
		イ 標準のセンサーセットを使用するもの	一試料につき	五、〇三〇
		ロ 甘味センサーを使用するもの	一試料につき	二、二三〇
		ハ 塩基性苦味センサーを使用するもの	一試料につき	三、八一〇
		ニ 塩酸塩苦味センサーを使用するもの	一試料につき	二、二二〇
		二 食品のタンパク質含量	一試料につき	五、一四〇
清酒	水質試験	醸造用水	一試料につき	三、七〇〇
	化学試験	一 一般成分分析	一試料につき	三、〇六〇
		二 香気成分分析	一試料につき	五、〇三〇
		三 麹の酵素力価測定	一試料につき	四、〇四〇
			一測定のもの 一試料につき 一測定を超えるもの	四、〇四〇円 に一測定を超える一測定につき一、六五〇円を加えた額
繊維及び 繊維製品	生物学的試験	火落菌検査	一試料につき	二、七五〇
	物理試験	引張り	一項目につき	三、〇六〇
備考 この表に定めのない試験又は測定に係る手数料の額は、七 hundred 円以上三万四千八百十円以下の範囲内において知事が定める。				

別表第三（第二条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
金属材料、機械	強度試験	一 硬さ		円
		イ 埋込み又は研磨を要	一試料につき	一、四〇〇

部 品、機 械 器 具 及 び 電 気 器 具		しないもの	五点までのもの	
		ロ 埋込み又は研磨を要するもの	一 試料につき 五点までのもの	一、四〇〇円 に五点を超える 一点につき 一〇〇円を加 えた額 四、四七〇
		二 引張り、曲げ、衝撃又は抗折	一 試料につき 五点を超える もの	四、四七〇円 に五点を超える 一点につき 一〇〇円を加 えた額
		三 耐力	一 項目につき	一、九二〇
		四 実物強さ	一 項目につき	一、二四〇
		イ 変位を測定しないもの	一 項目につき	一、二二〇
		ロ 変位を測定するもの	一 項目につき	三、三三〇
		五 摩耗	一 測定につき	三、〇八〇
	組織試験	一 マクロ組織	一 箇所につき	五、一〇〇
		二 光学顕微鏡組織	一 箇所につき	五、一三〇
		三 黒鉛球状化率	一 試料につき	五、七五〇
	非破壊試験	X線透過	一 照射につき	四、八九〇
	精密測定	一 長さ（測定精度百分の一ミリメートル）	一 測定につき	一、〇五〇
		二 形状		
		イ 角度、平行度又は真直度	一 測定につき	一、二五〇
		ロ 粗さ	一 測定につき	一、二六〇
		ハ 真円度	一 測定につき	一、二七〇
		ニ 円筒度又は同軸度	一 測定につき	一、二七〇
	変位測定試験	ひずみ		
		イ 単軸ゲージ	一 測定につき	一、三四〇
		ロ 多軸ゲージ	一 測定につき	三、六〇〇
	性能試験	一 燃料電池触媒試験（静	一 試料につき	六、七三〇

電 磁 環 境 試 験	止電極式)	一測定のもの 一試料につき 一測定を超えるもの	六、七三〇円 に一測定を超 える一測定に つき三、七三 〇円を加えた 額
	二 燃料電池触媒試験 (回 転電極式)	一試料につき 五測定までの もの 一試料につき 五測定を超え るもの	八、〇八〇 八、〇八〇円 に一試料につ き五測定を超 える一測定に つき七六〇円 を加えた額
	三 燃料電池電流・電圧特 性試験	一試料につき	七、六六〇
	四 恒温恒湿試験	二十四時間ま でのもの 二十四時間を 超えるもの	四、四七〇 四、四七〇円 に最初の二十 四時間を経過 した後の二十 四時間につき 二、九三〇円 を加えた額
電 磁 環 境 試 験	一 エミッション試験	一測定につき	二、一一〇
	イ 放射ノイズ試験	一測定につき	二、〇一〇
	ロ 雑音端子試験	一測定につき	一、九四〇
	ハ 雑音電力試験	一測定につき	一、九四〇
	二 イミューニテイ試験	一測定につき	二、一三〇
	イ 放射イミューニテイ試 験	一測定につき	二、一三〇
	ロ 伝導イミューニテイ試 験	一測定につき	四、一三〇
	ハ 雷サージ・バースト 試験	一測定につき	一、九〇〇
	二 B C I イミューニテイ	一測定につき	一〇、五五〇

	腐食試験	試験 一 浸漬試験 二 塩水噴霧 三 複合サイクル試験	一 試料につき 一時間までの もの 一時間を超えるもの 一時間までの もの 一時間を超えるもの	三、七八〇 三、四三〇 三、四三〇円 に最初の一時 間を経過した 後の一時間に つき一、二〇 〇円を加えた 額 三、二六〇 三、二六〇円 に最初の一時 間を経過した 後の一時間に つき一、〇〇 〇円を加えた 額
	付着量試験	付着量	一項目につき	二、六八〇
	備考 一 金属材料、機械部品、機械器具及び電気器具の性能試験の恒温恒湿試験における手数料の額の算定については、試験時間に二十四時間未満の端数があるときは、その端数は二十四時間として計算する。 二 この表に定めのない試験又は測定に係る手数料の額は、六百七十円以上六万七千七百二十円以下の範囲内において知事が定める。			

別表第四（第二条関係）

区分	試験等の種類	項目	単位	金額
窯業材料及び窯業製品（コンクリート製品を除く。）	物理試験	一 見掛気孔率、見掛比重、かさ比重、吸水率、真比重又はタップ密度	一項目につき	二、〇四〇円
		二 圧縮、曲げ又は摩耗	一項目につき	二、七四〇
		三 亀裂	一項目につき	三、二八〇
		四 粒度		
		イ ふるい分け法	一項目につき	二、四九〇
		ロ 自動粒度測定法	一項目につき	三、三二〇

		五 比表面積	1測定につき	六、〇二〇
熱的試験	一 熱膨張		1項目につき	三、二七〇
	二 凍害試験(粘土がわら)		1測定につき	一一、八二〇
	三 耐熱		1測定につき	一、七一〇
	四 熱分析		1測定につき	四、四四〇
焼成試験	一 電気炉焼成			
	イ 試験に使用する炉の内容積が〇・一立方メートル未満のもの		1焼成につき	四、〇一〇
	ロ 試験に使用する炉の内容積が〇・一立方メートル以上のもの		1焼成につき	六、一三〇
	二 ガス炉焼成			
	イ 試験に使用する炉の内容積が〇・二立方メートル未満のもの		1焼成につき	一〇、四一〇
	ロ 試験に使用する炉の内容積が〇・二立方メートル以上のもの		1焼成につき	一一、〇三〇
	溶出試験	耐酸試験	1試料につき	三、〇一〇
	デザイン	一 プロダクトデザイン		
		イ 平面	1案につき	七、二二〇
		ロ 立体	1案につき	一三、七七〇
		二 商業デザイン	1案につき	五、八八〇
備考 この表に定めのない試験、測定又はデザインに係る手数料の額は、五百六十円以上六万九千九十円以下の範囲内において知事が定める。				

別表第五中「試験の」を「試験等の」に、「五、四〇〇」を「五、七二〇」に、「一〇、三七〇」を「一一、四〇〇」に、「一五、七一〇」を「一七、二八〇」に、「六、七〇〇」を「七、一〇〇」に改める。

別表第六中「試験の」を「試験等の」に、「コンクリート」を「コンクリート製品」に、「二、一七〇」を「二、三八〇」に、「三、一三〇」を「三、四四〇」に改める。

別表第七中

円	二八〇
一、一二〇	
五六〇	
一、一二〇	

を

円	三〇〇
七六〇	
六〇〇	
一、二〇〇	

に改める。

別表第八中「一、七九〇」を「一、九六〇」に、「八三〇」を「九一〇」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にあった試験等の依頼に係る手数料の額については、なお従前の例による。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十九号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項を次のように改める。

五 変更承認申請手数料		九千九百円
-------------	--	-------

別表第一の七の項を次のように改める。

七 特例認定申請手数料		一万三千円
-------------	--	-------

別表第一備考第五号中「三千三百円（法第三十一条の二十三において準用する場合は三千円）」を「三千円」に改め、同表備考第八号中「八千円」を「八千七百円」に改める。

別表第三の三の項中「二千四百円」を「二千百円」に改める。

別表第四の一の項中「二万五千元」を「二万二千元」に改める。

別表第五の二の項中「四千六百元」を「五千四百円」に改める。

別表第六の七の項中「二千二百円」を「千九百円」に改め、同表備考第二号中「二千三百円」を「二千百円」に改める。

別表第七の八の項中「二千元」を「千八百円」に改め、同表十一の項を次のように改める。

十一 運転免許試験手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
		法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	六千六百円

普通自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千五百五十円
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	三千三百五十円
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、普通二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽（けん）引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽（けん）引第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百五十円
	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千六百元
	法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千五十円
小型特殊自動車免許又は原動機付自動車免許に係る試験	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受ける場合	千九百円
	法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	千五百円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円

	通自動車第二種免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第三号又は第五号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千九百円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	四千八百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	七千六百五十円
	仮運転免許に係る試験	法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千七百円
		法第九十七条の二第一項第四号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	千五百五十円
		法第九十七条の二第一項の規定の適用を受けない場合	二千九百円
		法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合	四千二百五十円

別表第七の十二の項中「四千五十円」を「三千九百円」に、「六千七百円」を「六千四百円」に、「三千八百五十円」を「三千七百五十円」に、「四千七百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表十三の項中「千四百五十円」を「千四百円」に、「三千円」を「二千八百五十円」に改め、同表十四の項から十六の項までの規定中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表十七の項中「二万三千五百円」を「二万三千四百円」に、「一万九千六百五十円」を「一万九千五百円」に、「一万四千五百円」を「一万四千七百円」に、「二万七千七百円」を「二万七千五百円」に改め、同表十八の項中「千五百円」を「千五百五十円」に改め、同表十九の項中「一万四千六百円」を「一万四千五百五十円」に、「一万八千八百円」を「一万八千八百五十円」に、「九千四百円」を「九千六百五十円」に、「一万二千七百五十円」を「一万二千四百五十円」に改め、同表二十の項中「二千円」を「千九百

円」に、「四千六百五十円」を「四千四百円」に、「千九百五十円」を「千七百五十円」に、「二千八百五十円」を「二千五百五十円」に、「千七百五十円」を「千六百五十円」に、「三千三百円」を「三千百円」に、「千五十円」を「千円」に改め、同表二十一の項を次のように改める。

二十一 免許証 更新手 数料	免許の更新（法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。）	二千五百円
	免許の更新（法第一百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合に限る。）	二千五百五十円

別表第七の二十二の項及び二十四の項中「千円」を「千百円」に改め、同表二十五の項中「二千四百円」を「二千三百五十円」に改め、同表二十六の項を次のように改める。

二十六 講習手 数料	法第八十条の二第一項第一号に掲げる講習		講習一時間に つき 七百五十円
	法第八十条の二第一項第二号に掲げる講習		講習一時間に つき 二千三百五十円
	法第八十条の二第一項第三号に掲げる講習		講習一時間に つき 千九百五十円
	法第八十条の二第一項第四号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	講習一時間に つき 四千四百五十円
		準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	講習一時間に つき 二千五百円
		普通自動車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千八百円
	法第八十条の二第一項第五号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間に つき 四千百五十円
		普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間に つき 四千元
	法第八十条の二第一項第六号に掲げる講習		講習一時間に

		つき 千五百円
	法第百八条の二第一項第七号に掲げる講習	講習一時間に つき 二千五百円
	法第百八条の二第一項第八号に掲げる講習	講習一時間に つき 千四百円
	法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習	講習一時間に つき 七百五十円
法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千五百五十円
	普通自動車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千五十円
	大型自動二輪車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千七百円
	普通自動二輪車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千五百五十円
	原動機付自転車免許に係る講習	講習一時間に つき 二千四百五十円
法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習	法第九十二条の二第一項の表の備考 一の二に規定する優良運転者に対する講習	五百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考 一の三に規定する一般運転者に対する講習	八百円
	法第九十二条の二第一項の表の備考 一の四に規定する違反運転者等に対する講習	千二百五十円
	国家公安委員会 規則で定める道	八百円

		路 交 通 法 施 行 令 第 三 十 二 条 の 七 第 一 項 の 基 準 に 該 当 し な い 者 に 対 す る 講 習	
法 第 百 八 条 の 二 第 一 項 第 十 二 号 に 掲 げ る 講 習	小 型 特 殊 自 動 車 免 許 以 外 の 第 一 種 運 転 免 許 又 は 第 二 種 運 転 免 許 を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習 （ 法 第 九 十 七 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ 、 第 百 一 条 の 四 第 二 項 又 は 第 百 一 条 の 七 第 四 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の を 除 く 。 ）		五 千 百 円
	小 型 特 殊 自 動 車 免 許 以 外 の 第 一 種 運 転 免 許 又 は 第 二 種 運 転 免 許 を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習 （ 法 第 九 十 七 条 の 二 第 一 項 第 三 号 イ 又 は 第 百 一 条 の 四 第 二 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の に 限 る 。 ）		五 千 百 円
		当 該 認 知 機 能 検 査 の 結 果 が 認 知 症 の お そ れ が あ る こ と そ の 他 の 認 知 機 能 が 低 下 し て い る お そ れ が あ る こ と を 示 す も の と し て 道 路 交 通 法 施 行 規 則 第 三 十 九 条 に 規 定 す る 基 準 に 該 当 す る も の	七 千 九 百 五 十 円
	小 型 特 殊 自 動 車 免 許 以 外 の 第 一 種 運 転 免 許 又 は 第 二 種 運 転 免 許 を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習 （ 法 第 百 一 条 の 七 第 四 項 の 規 定 に よ り 認 知 機 能 検 査 の 結 果 に 基 づ い て 行 う も の に 限 る 。 ）		五 千 八 百 円
	小 型 特 殊 自 動 車 免 許 の み を 受 け て い る 者 に 対 す る 講 習 （ 法 第 九 十 七 条 の		二 千 二 百 五 十 円

		二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。)	
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千二百五十円
		当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則第三十九条に規定する基準に該当するもの	四千四百五十円
		小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）	二千三百五十円
	法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		一万二千五百円
		当該講習が道路交通法施行規則第三十八条第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るものである場合	九千五十円
	法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習		講習一時間に つき 二千円

別表第七の三十の項中「千五百円」を「千八百円」に改め、同表三十一の項中「六百五十円」を「七百五十円」に改める。

別表第八の一の項中「三千六百元」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表三の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九百五十円」を「二千円」に改め、同表四の項中「二千四百五十円」を「二千五百円」に、「千九

百五十円」を「二千円」に改め、同表五の項中「二千円」を「二千三百五十円」に、「千九百五十円」を「千九百円」に、「二千五百円」を「二千六百五十円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五十円」に改め、同表備考第一号中「二千四百五十円」を「二千三百五十円」に、「八百五十円」を「九百円」に、「千五十円」を「千百円」に、「三千百円」を「二千九百円」に改め、同表備考第二号中「五百五十円」を「五百円」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

別表第九の一の項中「三千六百円」を「三千五百五十円」に、「千三百円」を「千二百五十円」に改め、同表二の項中「千三百五十円」を「千四百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「千三百円」を「千三百五十円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に、「千百円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千四百円」を「千五百円」に、「千二百円」を「千二百五十円」に改め、同表備考第一号中「二千五百円」を「二千四百円」に、「三千百五十円」を「二千八百五十円」に改め、同表備考第二号中「二百五十円」を「百五十円」に、「百円」を「百五十円」に改める。

別表第九の二の一の項中「一万三千円」を「一万二千円」に改め、同表二の項中「千九百円」を「千七百円」に改める。

別表第十の七の項及び十六の項中「二千円」を「千八百円」に改める。

別表第十一の二の項中「千五百円」を「千六百円」に改め、同表三の項中「千円」を「千百円」に改める。

別表第十二の八の項を次のように改める。

八 認知機能検査講習手数料	千四百円
自動車安全運転センターが行う研修等を受けた者に対する講習	八百円

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十号

三重県県税条例の一部を改正する条例

三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「三百五十円」を「四百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）第十四条の二第一項の規定は、この条例の施行の日以後に請求のあった納税証明書の交付から適用し、同日前に請求のあった納税証明書の交付については、なお従前の例による。

三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第二十一号

三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県
条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十二号

三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例

三重県がん対策推進条例（平成二十六年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「がん診療連携拠点病院（専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。以下この号及び次号において同じ。）及びがん診療連携拠点病院に準ずる病院（次号において「がん診療連携推進病院」という。）」を「専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院（以下この号及び次号において「がん診療連携拠点病院等」という。）及びがん診療連携拠点病院等に準ずる病院として県が指定した病院（次号において「がん診療連携準拠点病院等」という。）」に改め、同条第二号中「がん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院」を「がん診療連携拠点病院等及びがん診療連携準拠点病院等」に改める。

第三十一条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第二十三号

地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例
地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例（平成二十二年三重県条例
第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十五年法律第百十八号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「第
十一条第三項」を「第十一条第二項第六号及び第四項」に改める。

第七条を第八条とする。

第六条中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰下げ、第一条の次に次の一条
を加える。

（所掌事務）

第二条 委員会は、法第十一条第二項第一号に掲げる事務（地方独立行政法人三重県立総
合医療センターに係るものに限る。）のほか、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項につ
いて意見を述べるものとする。

- 一 法第二十六条第一項の規定による中期計画の認可に関する事項
- 二 法第二十八条第一項の規定による業務の実績の評価に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十四号

三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の六第一項中「第十八条の八まで」の下に「及び第十八条の十」を加え、「及び次項」を「、次項及び次条第一項」に改める。

第十八条の七を削り、第十八条の八の見出し中「書面」を「書面等」に改め、同条第一項中「第十七条第一項ただし書」を「第十五条第一項ただし書」に改め、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」の下に「（青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下この条、次条第一項及び第十八条の十第二項において同じ。）」を加え、「当該青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずることその他の規則で定める正当な理由」を「保護者が、使用者となる青少年の携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下この条において同じ。）の利用状況を適切に把握する等により、当該使用者となる青少年が青少年有害情報を閲覧することがないようにすること」に改め、「書面」の下に「又は記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第二項中「書面」の下に「又は電磁的記録」を加え、「フィルタリングサービス」を「青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス（次項において「フィルタリングサービス」という。）」に改め、同条第三項中「携帯電話インターネット接続契約」を「携帯電話インターネット接続役務を提供する契約（次条第一項において「携帯電話インターネット接続契約」という。）」に改め、「提出された書面」の下に「、電磁的記録」を加え、同条を第十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（青少年有害情報フィルタリング有効化措置不要申出に係る書面等の提出等）

第十八条の八 保護者は、青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定による申出をするに当たつては、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下この条及び次条第一項において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）に対し、青少年インターネット環境整備法第十六条第一項に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下この条において「青少年有害情報フィルタリング有効化措置」という。）を講ずることを希望しない理由その他規則で定める事項を記載した書面又は記録した電磁的記録を提出しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定による書面又は電磁的

記録の提出があつたときに限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。次項において同じ。）を販売することができる。

- 3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等を販売したときは、規則で定めるところにより、第一項の規定により提出された書面、電磁的記録若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項を記録し、これを保存しなければならない。

第十八条の九第一項中「第十八条の七又は前条第二項若しくは第三項」を「第十八条の七第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項」に改める。

第十八条の十第一項中「、第十八条の六の趣旨を踏まえ、第十八条の七第二項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑に行われるよう協力するとともに」を削り、「携帯電話端末等」の下に「（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する「携帯電話端末等」をいう。）」を加え、同条第二項中「、第十八条の七第二項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明が円滑かつ適切に行われるよう普及啓発を行うとともに」を削る。

第三十四条中「健康福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十四条の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県青少年健全育成条例第十八条の七第二項及び第三項の規定は、この条例の施行の際現に締結されている青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号。以下この項において「青少年インターネット環境整備法」という。）第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約であつて、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十五号）による改正前の青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約でないもの（以下この項において「特定役務提供契約」という。）に基づく青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続役務の提供については、適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、特定役務提供契約の変更を内容とする契約又は特定役務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定役務提供契約の相手方又は当該特定役務提供契約に係る携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。）の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第二十五号

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成二十六年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条の表に次のように加える。

認定特定非営利活動法人森林の風	三重県四日市市三滝台四丁目十五番地七
-----------------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第二十六号

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成十四年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「青山都市計画区域」を「伊賀都市計画区域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月二日から施行する。

三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十七号

三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例

三重県屋外広告物条例（昭和四十一年三重県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第二種中高層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第六条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

- 9 公益上必要な施設又は物件で規則に定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は、適用しない。

第八条の三第三項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に、「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第九項」に改める。

第十一条を次のように改める。

（点検義務）

第十一条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は広告物若しくは掲出物件を管理する者は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- 2 前項の点検のうち、規則で定める広告物又は掲出物件に係るものは、法第十条第二項第三号イに規定する試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。

- 3 第一項に掲げる者は、第五条第一項又は第六条第四項、第五項若しくは第九項の規定による許可又は許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、点検の結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

第十二条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十五条中「又は」の下に「広告物若しくは掲出物件を」を加え、「これら」を「当該広告物又は掲出物件」に改め、「補修」の下に「、除却」を加える。

第二十五条第二項中「受講する際」を「規則で定める科目ごとに、」に改める。

第二十六条第一項第二号を次のように改める。

二 屋外広告士

附 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 次号に掲げる規定以外の改正規定 平成三十年四月一日
 - 二 第十一条の改正規定 平成三十年十月一日
- 2 この条例の施行の際現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）第五条の規定による改正後の都市計画法（昭和四十二年法律第百号）の規定により定められる都市計画区域内の用途地域に関する都市計画の決定により表示又は設置が禁止されることとなるものについては、当該用途地域に関する都市計画の決定から一年間（この条例による改正前の三重県屋外広告物条例の規定により許可を受けているものについては、当該許可の期間の満了の日までの間）は、この条例による改正後の三重県屋外広告物条例の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

三重県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十八号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例

三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「補強コンクリートブロック造」を「補強コンクリートブロック造」に改める。

第七条の二の表中「又は第二種低層住居専用地域」を「第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に、「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第二十九号

三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例

三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）の一部
を次のように改正する。

第十五条中「又は」を「若しくは」に、「より、確認」を「よる確認又は第十二条の二
ただし書に規定する承認」に改め、「当該確認」の下に「又は承認」を加える。

別表第二に次のように加える。

三	第十二条の 二ただし書 に規定する 建築承認申 請	五千元
---	---------------------------------------	-----

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和二十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、二〇〇人」を「三、一六〇人」に、「二二九人」を「二三一人」に、「一一一人」を「一〇七人」に、「三、五四〇人」を「三、四九八人」に改め、同条第二号中「一、一四六人」を「一、一七九人」に、「二二人」を「二三人」に、「五七人」を「六〇人」に、「三四人」を「三三人」に、「一、二四九人」を「一、二八五人」に改める。

第四条第一号中「六、一一六人」を「六、〇七一人」に、「三六七人」を「三六三人」に、「一一六人」を「一一九人」に、「三七六人」を「三七五人」に、「六、九七五人」を「六、九二八人」に改め、同条第二号中「三、四六一人」を「三、三六五人」に、「一五四人」を「一五一人」に、「三一人」を「二九人」に、「一七一人」を「一六七人」に、「三、八一七人」を「三、七一二人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十一号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十五」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の四十」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十五」を加える。

附則第十五項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・二七五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の八十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の九十五」を加える。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第十五項中「、六月に支給する場合においては百分の一・二七五、十二月に支給する場合においては百分の一・四二五」を「百分の一・三五」に、「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十五」を「百分の九十」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則で定める。

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

附則第十七項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年三重県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三重県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百四分の八十七」を「百四分の八十三・七」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後に公立学校職員の退職手当に関する条例(以下「条例」という。)第四条の規定に該当する退職をした者(同条第一項第三号の規定に該当する退職をした者を除く。)又は条例第五条の規定に該当する退職をした者(同条第一項第五号の規定に該当する退職をした者を除く。)については、この条例による改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例第七条第八項の規定は、平成三十五年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十三号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	三重県立名張桔梗丘高等学校	名張市	全日制	」を削る。
—	三重県立名張西高等学校	名張市	全日制	

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において三重県立名張桔梗丘高等学校及び三重県立名張西高等学校に在学している者は、施行日に三重県立名張青峰高等学校に在学しているものとする。

三重県病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十四号

三重県病院事業条例の一部を改正する条例

三重県病院事業条例(昭和四十一年三重県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「介護予防居宅療養管理指導」の下に「並びに三重県立志摩病院において行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十五号

三重県工業用水道条例の一部を改正する条例

三重県工業用水道条例（平成二年三重県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中伊勢工業用水道の項中「二一円三〇銭」を「二七円四〇銭」に、「一円九〇銭」を「二円」に、「四六円四〇銭」を「五八円八〇銭」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和三十九年三重県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第六条第一項の表中「準住居地域」を「

準住居地域
田園住居地域

」に改め、同表備考一中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第七条第五号中「営業所で」を「営業に関し、」に改め、「又は」の下に「営業所で」を加える。

第八条中「午後六時後」を「午後六時以後」に改める。

第二十六条中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十七号

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例

三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十四号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例をここに公布
します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十八号

主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例

主要農作物種子のほ場審査等に関する条例（昭和二十七年三重県条例第三十二号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十九号

三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

目 次

第一章 総則（第一条）

第二章 介護医療院（第二条―第二十六条）

第三章 ユニット型介護医療院（第二十七条―第三十五条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十一条第一項から第三項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるものとする。

第二章 介護医療院

（基本方針）

第二条 介護医療院は、長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 介護医療院は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護医療院サービスの提供に努めなければならない。

3 介護医療院は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。第二十八条第二項において同じ。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第三条 介護医療院には、医師及び看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

一 薬剤師

二 介護職員

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

四 栄養士

五 介護支援専門員

六 診療放射線技師

七 調理員、事務員その他の従業者

- 2 前項の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院（医療機関併設型介護医療院（病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。）のうち、入所定員が十九人以下のものをいう。以下この項において同じ。）には、併設される医療機関が病院の場合にあつては、当該病院の薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、第一項第一号又は第二号に掲げる従業者を置かないことができる。
- 3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院（第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

（施設）

第四条 介護医療院は、療養室、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。

- 一 談話室
- 二 食堂
- 三 浴室
- 四 レクリエーション・ルーム
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 サービス・ステーション
- 八 調理室
- 九 洗濯室又は洗濯場
- 十 汚物処理室
- 十一 介護材料室
- 十二 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な施設

- 2 前項各号に掲げる施設は、専ら当該介護医療院の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 前二項に定めるもののほか、施設に関し必要な基準は、規則で定める。

（設備）

第五条 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。ただし、規則で定める介護医療院の建物にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める介護医療院の建物であつて、火災時における入所者の

安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- 3 前二項に定めるもののほか、設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(内容及び手続の説明及び同意)

第六条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又は当該入所申込者の家族に対し、第十七条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該介護医療院サービスの提供の開始について当該入所申込者の同意を得なければならない。

- 2 介護医療院の開設者は、入所申込者又は当該入所申込者の家族からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を規則で定める方法により提供することができる。

(提供拒否の禁止)

第七条 介護医療院の開設者は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

(入退所)

第八条 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

- 2 介護医療院の開設者は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

- 3 介護医療院の開設者は、入所申込者の入所に際しては、当該入所申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該入所申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービスをいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

- 4 介護医療院の開設者は、入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、当該内容等を記録しなければならない。

- 5 前項の検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員（看護師又は准看護師をいう。）、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

- 6 介護医療院の開設者は、入所者の退所に際しては、当該入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第九条 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービス（法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費（同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項

及び第三十条第一項において同じ。) が入所者に代わり当該介護医療院に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る介護医療院サービスをいう。次項及び第三十条において同じ。) に該当する介護医療院サービスを提供した際には、当該入所者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。次項及び第三十条において同じ。)の一部として、当該介護医療院サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項及び第三十条において「施設サービス費用基準額」という。)から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に当該入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 介護医療院の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は当該入所者の家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第十条 介護医療院の開設者は、入所者に係る施設サービス計画に基づき、当該入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入所者の心身の状況等を踏まえて、当該入所者の療養を妥当かつ適切に行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又は当該入所者の家族に対し、療養上必要な事項について指導し、又は説明しなければならない。

4 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(次項、第六項及び第三十一条において「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 介護医療院の開設者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 7 介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第十一条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第十六条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、当該入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該介護医療院の所在する地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該入所者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて当該入所者が現に抱える問題点を明らかにし、当該入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下この条において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及び当該入所者の家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及び当該入所者の家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、当該入所者の家族の希望を勘案して、当該入所者及び当該入所者の家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及び当該目標の達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第十一項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の原案の内容について当該入所者又は当該入所者の家族に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得なければならない。
- 8 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を当該入所者に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、入所者に係る施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（当該入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握に当たっては、入所者及び当該入所者の家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定めるところにより行わなければならない。

11 計画担当介護支援専門員は、規則で定める場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

12 第二項から第八項までの規定は、第九項の施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第十二条 医師の診療の方針は、次項から第七項までに定めるところによるものとする。

2 一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対し、的確な診断に基づき、療養上妥当かつ適切な診療を行うものとする。

3 常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、当該入所者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行うものとする。

4 常に入所者の心身の状況、病状、置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は当該入所者の家族に対し、適切な指導を行うものとする。

5 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして妥当かつ適切に行うものとする。

6 特殊な療法、新しい療法等については、規則で定めるもののほか行つてはならない。

7 規則で定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百四十五号）第二条第十七項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りではない。

（入所者に関する市町村への通知）

第十三条 介護医療院の開設者は、介護医療院サービスを受けている入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第十四条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第十五条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者に第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条までの規定その他規則で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあつては、この限り

ではない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第十六条 計画担当介護支援専門員は、第十一条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（運営規程）

第十七条 介護医療院の開設者は、入所定員（Ⅰ型療養床（療養床（療養室のうち、入所者一人当たりの寝台又はこれに代わる設備の部分）をいう。以下この項において同じ。）のうち、主として長期にわたり療養が必要である者であつて、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者等を入所させるためのものをいう。）に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床（療養床のうち、Ⅰ型療養床以外のものをいう。）に係る入所定員の数及びその合計数）その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（定員の遵守）

第十八条 介護医療院には、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。

ただし、非常災害（震災、風水害、火災その他の災害をいう。次条及び第三十三条において同じ。）、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第十九条 介護医療院の開設者は、非常災害に対処するため、消火器、非常口その他の必要な設備を設けるとともに、施設の实情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連携体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業員に周知しなければならない。

2 介護医療院の開設者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

（衛生管理等）

第二十条 介護医療院の開設者は、入所者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院の開設者は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

3 介護医療院の管理者は、規則で定める業務を委託する場合は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第九条の八、第九条の九、第九条の十二、第九条の十三、別表第一の二及び別表第一の三の規定を準用する。この場合において、同令第九条の八第一項中「法第十五条の二の規定による人体から排出され」とあるのは「人体から排出され」と、同条第二項中「法第十五条の二の規定による検体検査」とあるのは「検体検査」と、同令第九条の九第一項中「法第十五条の二の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「医療機器又は医学的処置」と、同令第九条の十二中「法第十五条の二の規定による第九条の七に定める医療機器」とあるのは「医薬品医療機器等法第二条第八項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第九条の十三中「法第十五条の二の規定による医療」とあるのは「医療」と読み替えるものとする。

（秘密保持等）

第二十一条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院の開設者は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は入所者の家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者等に対し、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第二十二条 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護認定を受けている被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院の開設者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第二十三条 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者又は当該入所者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じなければならない。

4 介護医療院の開設者は、市町村が入所者からの苦情に関して調査を行う場合においては、当該調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする。

5 介護医療院の開設者は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

6 介護医療院の開設者は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

7 介護医療院の開設者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第二十四条 介護医療院の開設者は、事故の発生又は再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生

した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院の開設者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。

4 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（記録の整備）

第二十五条 介護医療院の開設者は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 介護医療院の開設者は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する記録で規則で定めるものを整備し、当該入所者に対する介護医療院サービスの提供が完了した日から二年間保存しなければならない。

（その他運営に関する基準）

第二十六条 この章に定めるもののほか、介護医療院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第三章 ユニット型介護医療院

（この章の趣旨）

第二十七条 前章（第三条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型介護医療院（施設の全部において少数の療養室及び当該療養室に近接して設けられる共同生活室（当該療養室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる介護医療院をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第二十八条 ユニット型介護医療院は、長期にわたり療養が必要である入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型介護医療院は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（施設及び設備）

第二十九条 ユニット型介護医療院には、診察室、処置室及び機能訓練室のほか、次に掲げる施設を設けなければならない。

一 ユニット

二 浴室

三 サービス・ステーション

四 調理室

- 五 洗濯室又は洗濯場
- 六 汚物処理室
- 七 介護材料室

八 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な施設

- 2 前項並びに第三十四条において準用する第五条第一項及び第二項に定めるもののほか、施設及び設備に関し必要な基準は、規則で定める。

(利用料等の受領)

第三十条 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを入居者に提供した際には、当該入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型介護医療院の開設者は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを入居者に提供した際に当該入居者から支払を受ける利用料の額と施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型介護医療院の開設者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 ユニット型介護医療院の開設者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

(介護医療院サービスの取扱方針)

第三十一条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持つて生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

- 3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

- 4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入居者の心身の状況等に応じ、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院の従業者は、介護医療院サービスの提供に当たって、入居者又は当該入居者の家族に対し、当該サービスの提供方法等について説明しなければならない。

- 6 ユニット型介護医療院の開設者は、入居者に対する介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 7 ユニット型介護医療院の開設者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型介護医療院の開設者は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

第三十二条 ユニット型介護医療院の開設者は、ユニットごとの入居定員その他規則で定める施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(定員の遵守)

第三十三条 ユニット型介護医療院には、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、非常災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第三十四条 第五条第一項及び第二項、第六条から第八条まで、第十一条から第十六条まで並びに第十九条から第二十五条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第六条第一項中「第十七条」とあるのは「第三十二条」と、第十五条第二項中「第六条から第十三条まで及び次条から第二十五条まで」とあるのは「第三十条から第三十三条まで並びに第三十四条において準用する第六条から第八条まで、第十一条から第十三条まで、第十六条及び第十九条から第二十五条まで」と、第十六条中「第十一条」とあるのは「第三十四条において準用する第十一条」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第三十五条 この章に定めるもののほか、ユニット型介護医療院の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第十一号及び第二十九条第七号の規定は、

適用しない。

- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該転換に係る建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。
- 4 平成十八年七月一日から平成三十年三月三十一日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であつて、平成三十六年三月三十一日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第五条第一項の規定は、適用しない。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八号の項中「及び粉じん」を「、粉じん及び水銀等」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十一号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四十三号の三の項を第四十三号の五の項とし、第四十三号の二の項を第四十三号の四の項とし、第四十三号の項の次に次のように加える。

四十三の二	介護保険法第一百七条第一項の規定に基づく介護医療院の開設許可	介護医療院開設許可手数料	六万三千円
四十三の三	介護保険法第一百七条第二項の規定に基づく介護医療院の変更許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	三万三千円

別表第一第百六十六号の五の項の次に次のように加える。

百六十六の六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料	十四万七千円
百六十六の七	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定事項の変更の申請に対する審査	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請手数料	十三万四千円

別表第一第百八十一号の十二の項中「七万五千元」を「六万七千元」に改め、同表中第百八十一号の十七の項を第百八十一号の二十の項とし、第百八十一号の十六の項を第百八十一号の十九の項とし、第百八十一号の十五の項の次に次のように加える。

百八十一の十六	土壤汚染対策法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認の申請に対する審査	汚染土壤処理業譲渡及び譲受承認申請手数料	十二万円
百八十一の十七	土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定に基づく汚染土壤処理業者である法人の合	汚染土壤処理業合併等承認申請手数料	十二万円

	併又は分割の承認の申請に対する審査		
百八十一の十八	土壌汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可を受けた地位の相続の承認の申請に対する審査	汚染土壌処理業相続承認申請手数料	十二万円

別表第一第三百一号の項中「三万七千七百円」を「三万三千九百円」に改め、同表第三百二号の項中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同表第三百十二号の項の次に次のように加える。

三百十二の二	都市計画法第三十七条第一号の規定に基づく建築等の承認申請に対する審査	建築等承認申請手数料	五千元
--------	------------------------------------	------------	-----

別表第一第三百十八号の項の次に次のように加える。

三百十八の二	都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定に基づく都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請に対する審査	都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請手数料	四千元
--------	---	---------------------------------	-----

別表第一第三百二十八号の項中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同表第三百三十号の二の項、第三百三十一号の項、第三百三十七号の項、第三百四十号の項、第三百四十五号の項及び第三百五十二号の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表中第三百五十二号の四の項を第三百五十二号の五の項とし、第三百五十二号の二の項の次に次のように加える。

三百五十二の四	建築基準法第六条第一項の確認済証又は同法第七条第五項の検査済証等の交付に関する台帳の記載事項の証明	台帳記載事項証明手数料	四百円
---------	---	-------------	-----

別表第一第三百五十四号の項中「一万六千九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十二号

三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十三條―第三十八條）」を
 「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第三十二條の二―第三十二條の四）
 第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第三十三條―第三十八條）」

に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七十四條―第七十七條）」を

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第七十三條の二―第七十三條の五）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第七十四條―第七十七條）」に、

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九條―第九十一條）」を「第五
 第六

節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第八十八條の二―第八十八條の四）

節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第八十九條―第九十一條）」に、

「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百二十三條―第二百二十五條）」を「

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第二百二十二條の二―第二百二十二條の

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百二十三條―第二百二十五條）

四）
 」に、「第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百三十五條―第二百三十七
 」

条）」を「第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第二百三十四條の二―第二百三十
 第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百三十五條―第二百三十七

「第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第六十四條の二）

第二節 人員に関する基準（第六十四

第三節 設備に関する基準（第六十四

第四節 運営に関する基準（第六十

四條の四）
 条）」に、「第十三章 共同生活援助」を第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第六十四條の十二

第二節 人員に関する基準（第六十四

第三節 設備に関する基準（第六十四

第四節 運営に関する基準（第六十四

第十五章 共同生活援助

条の三・第百六十四条の四)

条の五)

四条の六―第百六十四条の十一)

に、「第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の

)

条の十三・第百六十四条の十四)

条の十五)

条の十六―第百六十四条の十八)

」

「第五節 日中サービス支援

第一款 この節の趣旨及

第二款 人員に関する基

第三款 設備に関する基

第四款 運営に関する基

第六節 外部サービス利用

型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

び基本方針（第百七十条の二・第百七十条の三）

準（第百七十条の四・第百七十条の五）

に、「第百

準（第百七十条の六）

準（第百七十条の七―第百七十条の十）

型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」

七十条の二・第百七十条の三」を「第百七十条の十一・第百七十条の十二」に、「第百七

十条の四・第百七十条の五」を「第百七十条の十三・第百七十条の十四」に、「第百

七十条の六」を「第百七十条の十五」に、「第百七十条の七―第百七十条の十二」を

「第百七十条の十六―第百七十条の二十一」に、「第十四章」を「第十六章」に、「第

第

十五章 削除

十六章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七

十五条―第百八十条）」を「第十七章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サ

ービスに関する基準（第百七十五条―第百八十条）」に改める。

第二条第二号中「第五条第二十一項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第九号中「条
例第十九号」の下に「。以下この号、第七十三条の二及び第百七十一条において「指定障
害児通所支援条例」という。」を加え、「同条例」を「指定障害児通所支援条例」に改め、

「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、指定障害児通所支援条例第六十九条の二
に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を加え、同号を同条第十号とし、同条第
八号の次に次の一号を加える。

九 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一

項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

第四条第一項中「第十三章」を「第十五章」に改め、同条第三項中「第百五条」を「第百六十七條」に改める。

第六条第一項中「第百七十条の二」を「第百七十条の十一」に、「第百七十条の十第二項」を「第百七十条の十九第二項」に改める。

第二十七条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

第三十七条中「前節」を「第四節」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十二条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（第三十二条の四において「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。第七十三條の三及び第八十八條の二において「指定居宅サービス等条例」という。）第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第三十二条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（次条において「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第三十二条の四 第五条（第三項及び第四項を除く。）、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節（第三十一条を除く。）の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第六十二条第一項第二号中「第十六章」を「第十七章」に改める。

第七十五条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条において「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第百二十二條の二及び第百二十五條の二において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第百二十三條の二及び第百三十五條の二において同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。第百二十三條の二及び第百三十五條の二において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。第百二十三條の二及び第百三十五條の二において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第百二十三條の二及び第百三十五條の二において同じ。）」を「指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。第百二十二條の二及び第百三十五條の二において同じ。）」に、「指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十

三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第二百二十三条の二及び第二百三十五条の二において同じ。)」に改める。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第七十三条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(次条から第七十三条の五までの規定において「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定障害児通所支援条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定障害児通所支援条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第七十三条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。次条及び第七十五条において「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第二百二十二条の二及び第二百三十四条の二において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第七十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第七十五条において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第七十三条の五 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十六条から第二十九条まで、第四十一条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第五十八条、第六十一条、第六十三条及び前節(第七十二条及び第七十三条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。第八十六条第二号中「第一百七十条の四第一項」を「第一百七十条の十三第一項」に、「第

百六条及び第百十三條」を「第百六十八條、第百六十八條の七及び第百七十条の六」に改める。

第五章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第八十八條の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第八十八條の四において「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等条例第百三十六條第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）第百十七條第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第八十八條の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第八十八條の四 第十條から第十三條まで、第十五條、第十六條、第二十條、第二十一條、第二十六條から第三十條まで、第四十一條、第五十二條、第五十四條、第五十五條、第五十七條、第六十八條、第七十一條、第七十八條及び前節（第八十六條から第八十八條までを除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第九十三條第三項中「専任かつ」を削る。

第九十七條第三項中「第五條第十五項」を「第五條第十七項」に改める。

第九十八條第一項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第九十九條の見出し中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同條第一項中「重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この条において「サービス利用計画」という。）」を「重度障害者等包括支援計画」に改め、同條第二項中「サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。

第百十六條中「、障害者総合支援法施行規則第六條の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第百二十二條の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第八章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百二十二條の二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（次条及び第百二十二條の四において「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第二百二十二条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第二百二十二条の四 第十条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十六条から第二十九条まで、第四十一条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第五十八条、第六十三条、第六十八条から第七十一条まで、第一百六条及び前節(第二百二十一条及び第二百二十二条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第二百二十六条中「、障害者総合支援法施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

第二百三十五条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」に、「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護」を「指定小規模多機能型居宅介護等」に改める。

第九章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第二百三十四条の二 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(次条及び第二百三十四条の四において「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第二百三十四条の三 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第二百三十四条の四 第十条、第十一条、第十二条、第十六条、第二十条、第二十六条から第二十九条まで、第四十一条、第四十七条から第四十九条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十七条、第六十三条、第六十八条から第七十一条まで、第一百六条及び前節(第二百三十二条及び第二百三十四条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十六章を第十七章とする。

第十五章を削る。

第一百七十一条第一項中「三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を「指定障害児通所支援条例」に、「同条例」を「指定障害児通所支援条例」に改める。

第十四章を第十六章とする。

第六百六十五条中「(法第五条第十五項に規定する共同生活援助をいう。)」を削る。

第十三章第五節中第一百七十条の十二を第一百七十条の二十一とする。

第七十條の十一中「第七十條の十一」を「第七十條の二十」に改め、同條を第七十條の二十とする。

第七十條の十を第七十條の十九とし、第七十條の九を第七十條の十八とし、第七十條の八を第七十條の十七とする。

第七十條の七第一項中「第七十條の九」を「第七十條の十八」に、「第七十條の十」を「第七十條の十九」に改め、第十三章第五節第四款中同條を第七十條の十六とする。

第十三章第五節第三款中第七十條の六を第七十條の十五とする。

第七十條の五を第七十條の十四とし、第七十條の四中「第七十條の九」を「第七十條の十八」に改め、第十三章第五節第二款中同條を第七十條の十三とする。

第七十條の三を第七十條の十二とし、第七十條の二中「第七十條の十一」を「第七十條の二十」に、「第七十條の四第一項」を「第七十條の十三第一項」に改め、第十三章第五節第一款中同條を第七十條の十一とする。

第十三章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第七十條の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（第七十條の四、第七十條の七及び第七十條の八において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第七十條の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者)

第七十條の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下この条及び第七十條の六において「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 世話人
- 二 生活支援員
- 三 サービス管理責任者

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居

ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

- 3 前二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

（準用）

第七十条の五 第六十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

（設備）

第七十条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは二十人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。
- 7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、規則で定める。

第四款 運営に関する基準

（実施主体）

第七十条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第七十八条に規定する指定短期入所（第七十九条第一項に

規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(協議の場の設置等)

第七十條の八 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九條の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第七十條の九 第十條、第十一條、第十三條、第十六條、第二十條、第二十六條から第二十九條まで、第四十三條、第四十八條、第五十二條、第五十五條、第五十七條、第五十八條、第六十九條、第七十一條、第二百三十一條の二及び第六十八條の二から第六十八條の七までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第二十三條」とあるのは「第七十條の九において準用する第六十八條の六」と、第十三條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十條の九において準用する第六十八條の三第一項」と、第十六條第二項中「第十四條第二項」とあるのは「第七十條の九において準用する第六十八條の三第二項」と、第四十八條中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第二百三十一條の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同條第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第七十條の十 この節に定めるもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十三章を第十五章とする。

第十二章の次に次の二章を加える。

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第六十四條の二 就労定着支援(法第五條第十五項に規定する就労定着支援をいう。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者総合支援法施行規則第六條の十の二に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、障害者総合支援法施行規則第六條の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事

業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者)

第百六十四条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この条及び第百六十四条の八において「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、規則で定める。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下この条及び第百六十四条の七において「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数）に応じて、規則で定める員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

3 第一項に規定する就労定着支援員及び前項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第百六十四条の四 第四十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百六十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第百六十四条の六 サービス管理責任者は、第百六十四条の十において準用する第四十八条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(実施主体)

第百六十四条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(運営規程)

第百六十四条の八 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(記録の整備)

第百六十四条の九 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２ 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第十二条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- 二 次条において読み替えて準用する第四十八条第一項に規定する就労定着支援計画
- 三 次条において準用する第二十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第二十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第二十九条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第百六十四条の十 第十条から第十六条まで、第二十一条、第二十五条から第二十九条まで、第四十七条、第四十八条及び第五十二条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百六十四条の八」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十四条の十において準用する次条第一項」と、第十六条第二項中「第十四条第二項」とあるのは「第百六十四条の十において準用する第十四条第二項」と、第四十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百六十四条の十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第百六十四条の十一 この節に定めるもののほか、指定就労定着支援の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第百六十四条の十二 自立生活援助（法第五条第十六項に規定する自立生活援助をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第百六十四条の十三 指定自立生活援助の事業を行う者（第百六十四条の十六において「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この条において「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

- 一 地域生活支援員
- 二 サービス管理責任者

2 前項各号に掲げる指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

3 第一項各号に掲げる従業者の員数は、規則で定める。

(準用)

第百六十四条の十四 第四十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第百六十四条の十五 第百六十四条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百六十四条の十六 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(準用)

第百六十四条の十七 第十条から第十六条まで、第二十一条、第二十五条から第二十九条まで、第四十七条、第四十八条、第五十二条、第百六十四条の六、第百六十四条の八及び第百六十四条の九の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第二十三条」とあるのは「第百六十四条の十七において準用する第百六十四条の八」と、第十三条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百六十四条の十七において準用する次条第一項」と、第四十八条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百六十四条の十八 この節に定めるもののほか、指定自立生活援助の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附則第二項及び第三項中「第百七十条の六」を「第百七十条の十五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十三号

三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十五年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第三十三条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条及び第十条に規定する指定障害者支援施設等については、この条例による改正後の三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第九条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十四号

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「放課後等デイサービスをいう。）の事業」の下に「、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第二十三条中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

第四十一条中「、障害者総合支援法施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して」を削る。

第四十五条中「、障害者総合支援法施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して」を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十五号

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第四十条―第四十六条）」を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第三十九条の二―第三十九条の五）基準該当通所支援に関する基準（第四十条―第四十六条）」に、「第五節 基準該当通所支援に関する基準（第六十六条―第六十九条）」を「第五節 共生型障害児通所支援に関する基準（第六十五条の二）通所支援に関する基準（第六十六条―第六十九条）」に、「第五章 保育所等訪問支援」を「第五章 居宅訪問型児童発達支援」に、「第六節 基準該当」を「第六節 共生型障害児通所支援」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一節 基本方針（第六十九条の二）

第二節 人員に関する基準（第六十九条の三・第六十九条の四）

第三節 設備に関する基準（第六十九条の五）

第四節 運営に関する基準（第六十九条の六―第六十九条の九）

第六章 保育所等訪問支援

第一条中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に、「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十九第一項」に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第八項」を「第六条の二の二第九項」に改め、同条第五号中「第二十一条の五の二十八第一項」を「第二十一条の五の二十九第一項」に改め、同条第六号中「第二十一条の五の二十八第三項」を「第二十一条の五の二十九第三項」に改め、同条第八号中「指定放課後等デイサービスの事業」の下に「、第六十九条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業」を、「三重県条例第二十一号」の下に「。第三十九条の二及び第四十四条において「指定障害福祉サービス条例」という。」を加え、同号を同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の二第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

第三条（見出しを含む。）中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第四条第三項中「第三十五条及び第五十九条第一項」を「第六条及び第三十五条」に改

める。

第六条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十二号）第二十一条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）」、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」に改め、同条第三項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。次条、第四十八条及び第五十九条において同じ。）」に改め、同項第三号中「（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第七条第四項第一号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、規則で定める事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

第三十五条第一項中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第七項」に、「第五十条第十六項」を「第五十条第十八項」に改める。

第三十六条第三項中「第二十一条の五の二十一第一項」を「第二十一条の五の二十二第一項」に改める。

第四十条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改める。

第四十三条中「前節」を「第四節」に改める。

第四十四条中「（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）」を削り、「同条例」を「指定障害福祉サービス条例」に改める。

第四十五条中「指定通所介護事業者（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を「指定通所介護事業者等」に、「同条例」を「指定居宅サービス等条例」に改める。

第四十五条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）」を「指定小規模多機能型居宅介

「護事業者等」に改める。

第二章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第三十九条の二 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第四十四条において同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第三十九条の三 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号。第四十五条において「指定居宅サービス等条例」という。）第八十八条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。次条、第四十五条及び第四十五条の二において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（第四十五条において「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第三十九条の四 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（第四十五条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第四十五条の二において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第三十九条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条及び第三十九条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第四十八条第一項第四号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第五十六条中「第二十條」の下に「（第四項を除く。）」を、「第五十二条」と、「」の下に「第二十條第一項及び」を加える。

第五十九条第一項第一号を次のように改める。

一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

第五十九条第三項第二号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第六十四条中「第六十三条」と、「」の下に「第十九條第二項中「第十七条第二項」とあ

るのは「第六十三條第二項」と、第二十條第一項及び」を加える。

第四章中第五節を第六節とし、第四節の次に次の一節を加える。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

第六十五條の二 第八條、第九條、第十三條から第十六條まで、第十八條から第二十二條まで、第二十四條から第三十二條まで、第三十四條から第三十八條まで、第三十九條の二から第三十九條の四まで、第五十八條及び第六十三條の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第七十條中「第六條の二の二第五項」を「第六條の二の二第六項」に改める。

第七十一條第一項中「（第七十四條及び第七十五條において「指定保育所等訪問支援事業者」という。）」を削る。

第七十三條から第七十五條までを次のように改める。

第七十三條 第六十九條の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第七十四條及び第七十五條 削除

第七十六條中「第十八條から第二十二條まで」を「第十八條、第十九條、第二十條（第四項を除く。）、第二十一條、第二十二條」に、「及び第三十四條から第三十八條まで」を「、第三十四條から第三十八條まで、第六十九條の六及び第六十九條の七」に、「第七十五條」を「第七十六條において準用する第六十九條の七」に、「第七十四條」と、「」を「第七十六條において準用する第六十九條の六」と、第十九條第二項中「第十七條第二項」とあるのは「第七十六條において準用する第六十九條の六第二項」と、第二十條第一項及び」に改める。

第七十八條第一項中「第五十九條第一項及び第二項」の下に「、第六十九條の三第一項」を、「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」との下に「、第六十九條の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と」を加える。

第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第六十九條の二 居宅訪問型児童発達支援（法第六條の二の二第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者）

第六十九條の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（第六十九條の六及び第六十九條の七において「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者は、次に掲げるとおりとする。

一 訪問支援員

二 児童発達支援管理責任者

- 2 前項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、従業者の員数その他従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第六十九条の四 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。
この場合において、同条中「ただし、」とあるのは、「ただし、第六十九条の三第一項第一号に掲げる訪問支援員及び同項第二号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第六十九条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、設備及び備品に関し必要な基準は、規則で定める。

第四節 運営に関する基準

(通所利用者負担額の受領)

第六十九条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第三項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第六十九条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(準用)

第六十九条の八 第十三条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十条（第四項を

除く。）、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第三十条から第三十二条まで及び第三十四条から第三十八条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第二十七条」とあるのは「第六十九条の七」と、第十六条第二項中「次条」とあるのは「第六十九条の六」と、第十九条第二項中「第十七条第二項」とあるのは「第六十九条の六第二項」と、第二十条第一項及び第二十一条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第六十九条の九 この節に定めるもののほか、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第六条（第三項を除く。）に規定する指定児童発達支援事業者については、この条例による改正後の三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第六条（第三項を除く。）の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第四十条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新条例第四十条の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十六号

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成十五年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第二条の見出し中「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改め、同条中「第二十四条の九第二項」を「第二十四条の九第三項」に、「第二十一条の五の十五第二項第一号」を「第二十一条の五の十五第三項第一号」に改める。

第五条第一項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）」に改め、同条第五項を削る。

第六条第五項を削る。

第三十一条第一項中「第五条第十六項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条第五項及び第六条第五項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、この条例による改正後の三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五条及び第六条の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十七号

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二項中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。第四項及び第七十条第三項において同じ。）」に改め、同条第四項中「看護師」を「看護職員」に改める。

第七十条第三項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第四十八号

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「の介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同項第一号中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第十四条第三項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

5 軽費老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十九号

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を加え、同条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第十三条第四項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

6 養護老人ホームの設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十号

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十三条の次に次の一条を加える。

（緊急時の対応）

第十三条の二 特別養護老人ホームの開設者は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十五条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十七条中「第十三条」の下に「、第十三条の二」を加える。

第三十一条第二項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加え、同条第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第三十二条中「この場合において」の下に「、第十三条の二中「第五条第一項第二号」とあるのは「第三十一条第一項第二号」と」を加え、「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第三十六条中「この場合において」の下に「、第十三条の二中「第五条第一項第二号」

とあるのは「第三十一条第一項第二号」とを、「第十三条」の下に「、第十三条の二」を加える。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十一号

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 基準該当訪問介護（第二十七条―第三十二条）」を「第二節 共生型
第三節 基準該当訪問介護（第二十六条の二―第二十六条の四）
当訪問介護（第二十七条―第三十二条）」に、「削除」を「共生型通所介護（第百
二条―第百七条）」に、「第三節 基準該当短期入所生活介護（第百六十一条―第百六
十七条）」を「第三節 共生型短期入所生活介護（第百六十条の二―第百六十条の四）
第四節 基準該当短期入所生活介護（第百六十一条―第百六十七条）」
に改める。

第一条中「同じ。）」の下に「、第七十二条の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（不当な働きかけの禁止）

第二十一条の二 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所をいう。第百四十八条第二項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第二十二条中「居宅介護支援事業者」の下に「（法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十四条第一項中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）」に改める。

第二章中第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 共生型訪問介護

（共生型訪問介護）

第二十六条の二 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。第六十条の二において「障害者総合支援法」という。）第五条第三項に規定する重度訪問介護をいう。第一号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第一号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第二十六条の三 第四条、第五条（第一項を除く。）、第六条及び第八条から第二十五条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第五条第三項中「利用者（一）とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第二十六条の四 この節に定めるもののほか、共生型訪問介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第四十四条中「第十九条から」の下に「第二十一条まで及び第二十二条から」を加える。

第四十九条中「第二十二条まで」を「第二十一条まで、第二十二条」に改める。

第五十二条第五項中「第七十一条第十項」を「第七十一条第十四項」に改める。

第六十四条中「第十九条から」の下に「第二十一条まで、第二十二条から」を加える。

第六十七条第一項中「者（以下この章）」の下に「及び第二百二十八条第六項」を、「理学療法士等」という。）の下に「及び医師（次項においてこれらを「訪問リハビリテーション従業者」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第六十八条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第七十七条中「、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う

保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第七十八条第一項第一号中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第七十九条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第八十二条第二項中「居宅介護支援事業者等」を「居宅介護支援事業者」に改め、同条第十三項から第十六項までを削る。

第百条中「から第二十三条まで」を「、第二十二條、第二十三條」に改める。

第七章第二節を次のように改める。

第二節 共生型通所介護

（共生型通所介護）

第百二条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百十七条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百二十七条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十九号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第五十八条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第一号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六十二条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第百十七条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第百二十七条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第五十九条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指

定障害福祉サービス等基準条例第百十六條に規定する指定自立支援（機能訓練）をいう。）、「指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第百二十六條に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、「指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- 二 共生型通所介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百三條 第八條、第九條、第十五條、第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第四十一條、第八十七條、第八十九條、第九十條第五項及び第九十一條から第九十九條までの規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第八條第一項中「第十八條」とあるのは「第九十五條」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第十六條中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第九十條第五項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第九十三條第三項及び第九十四條第五項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（その他運営に関する基準）

第百四條 この節に定めるもののほか、共生型通所介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第百五條から第百十七條まで 削除

第百二十九條第一項中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第百四十一條第二項中「居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者」を「居宅介護支援事業者等」に改める。

第百四十八條第二項中「（三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年三重県条例第九十四号）第四条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）」を削る。

第百五十條中「から第二十四條」を「、第二十二條から第二十四條」に改める。

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型短期入所生活介護

（共生型短期入所生活介護）

第百六十條の二 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この節において「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第八十二條第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設を

いう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第七十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第百六十条の三 第九条、第十五条、第二十一条、第二十二條、第二十三条、第二十四条、第四十一条、第九十七条、第九十八条、第百三十五条、第百三十七条及び第百四十条から第百四十九条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百四十条第一項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第百四十二条第三項、第百四十四条第一項及び第百四十六条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(その他運営に関する基準)

第百六十条の四 この節に定めるもののほか、共生型短期入所生活介護の事業の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

第百六十九条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第百七十条第一項第四号中「、食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年三重県条例第三十九号)第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百八十三条第一項第五号において同じ。))に関するものを除く。)

第百七十一条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百八十二条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)

第百九十七条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二百二条中「から第二十四条」を「、第二十一条から第二十四条」に改める。

第二百四条中「この節において同じ」を「同じ」に改める。

第二百三条中「から第二十四条」を「、第二十一条から第二十四条」に改める。

第二百二十一条第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同条第二項中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一項を加える。

7 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百二十二条第四項中「当該利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

第二百二十六条中「から第二十四条」を「、第二十一条から第二十四条」に改める。

第二百三十九条中「から第二十四条」を「、第二十一条、第二十一条から第二十四条」に改める。

附則に次の三項を加える。

(療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例)

24 第百九十一条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十六項において同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

25 第二百六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

26 第百九十三条及び第二百八条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型

指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百二十一条第二項の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の三重県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第七十七条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧条例第七十七条から第七十九条まで及び第八十二条の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十二号

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十五年三重県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第十三条の次に次の一条を加える。

（緊急時等の対応）

第十三条の二 指定介護老人福祉施設の開設者は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第四条第一項第一号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第十五条第二項中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

第三十一条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十四条中「第十三条」を「第十三条の二」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十三号

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「介護老人保健施設又は」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院又は」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第三条第三項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改め、同条第四項中「」及び「」を「以下この項において同じ。」に「」に改め、「場合の」の下に「介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の」を加える。

第四条第一項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第十条第四項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二十九条第一項中「病院又は」を「介護医療院又は病院若しくは」に改める。

第三十一条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附則第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十四号

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年三重県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「次項」を「以下この条」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十五号

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第四百四十二条―第四百四十九条）」を「第三節 共生型介護予防短期入所生活介護（第四百四十二条の二―第四百四十二条）」を「第四節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第四百四十二条―第四百四十九条）」の四）に改める。

第一条中「同じ。）」の下に「、第四百四十二条の二の二第一項第一号及び第二号」を加える。

第六十五条第一項中「理学療法士等」という。）の下に「及び医師（次項においてこれらを「介護予防訪問リハビリテーション従業者」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、介護予防訪問リハビリテーション従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

第六十六条第一項中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第七十四条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第七十五条第一項第一号中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第七十六条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第七十九条中第十三項から第十六項までを削る。

第九章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 共生型介護予防短期入所生活介護

（共生型介護予防短期入所生活介護）

第四百四十二条の二 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この節において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入

所事業者（三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年三重県条例第二十一号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十二条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第七十八条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

（準用）

第百四十二条の三 第三十五条の三、第三十八条の二、第四十条、第四十一条の四から第四十一条の七まで、第百十一条の三、第百十六条、第百十八条及び第百二十一条から第百三十一条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第百二十一条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（第百二十八条において「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第百二十八条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（その他運営等に関する基準）

第百四十二条の四 この節に定めるもののほか、共生型介護予防短期入所生活介護の事業の運営及び共生型介護予防短期入所生活介護に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関し必要な基準は、規則で定める。

第百五十一条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士

第百五十二条第一項第四号中「、食堂」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（三重県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年三重県条例第三十九号）第二十七条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百六十六条第一項第五号において同じ。）に関するものを除く。）

第百五十三条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第百六十六条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）

第百八十二条に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、

次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第百八十八条中「この節において同じ」を「同じ」に改める。

第二百五条第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第二項中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一項を加える。

- 8 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

第二百六条第四項中「当該利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の二項を加える。

（療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例）

- 23 第百七十四条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び附則第二十五項において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

- 24 第百九十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

- 25 第百七十六条及び第百九十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成

三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五条第二項の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十二条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の三重県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下この項において「旧条例」という。）第七十四条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧条例第七十四条から第七十六条まで及び第七十九条第十三項から第十六項までの規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第五十六号

旅館業法施行条例等の一部を改正する条例

(旅館業法施行条例の一部改正)

第一条 旅館業法施行条例(昭和六十一年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条の見出し中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「令第一条第二項第十号」を「旅館業法施行令(昭和三十一年政令第百五十二号。以下「令」という。)」第一条第一項第八号」に改め、同条第二号イ中「宿泊者等」を「宿泊者その他の利用者(以下「宿泊者等」という。)」に改め、同号ハ中「受付台の長さが一・八メートル以上である等」を削り、同号ニ及びホを削り、同条第四号中「戸、ふすま等」を「又はこれに類するもの」に、「区別」を「区画」に改め、同条第七号中「数以上の」を「に応じ十分な」に改め、同条第八号イ中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同号ロ中「こう配を」を「大きさの排水口を適当な位置に」に改め、同条第九号中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同条第十一号中「敷地」の下に「(これらの用に供するものと決定した土地を含む。次条第十一号において同じ。)」を加え、同条を第一条とする。

第三条中「第一条第三項第七号」を「第一条第二項第七号」に改め、同条第二号ハ中「受付台の長さが一・八メートル以上である等」を削り、同号ニ及びホを削り、同条第四号中「戸、ふすま等」を「又はこれに類するもの」に、「区別」を「区画」に改め、同条第七号中「応じた」を「応じ十分な」に改め、同条第八号イ中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同号ロ中「こう配を」を「大きさの排水口を適当な位置に」に改め、同条第九号中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「第一条第四項第五号」を「第一条第三項第五号」に改め、同条第一号中「戸、ふすま等」を「又はこれに類するもの」に、「区別」を「区画」に改め、同条第五号中「の数量」を「に応じ十分な数量」に改め、同条第六号イ中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同号ロ中「こう配を」を「大きさの排水口を適当な位置に」に改め、同条第七号中「不浸透性」を「耐水性」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一号中「営業の施設」を「旅館業の施設の周囲」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

- 一 旅館業の施設設備は、特に定める場合を除き、定期的に清掃し、必要に応じて補修及び消毒を行い、清潔を保持すること。
- 二 旅館業の施設は、適当な採光及び照明の設備を有し、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 客室は、窓等により自然光線が十分に採光できる構造とすること。
- ロ 照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必

要な照度を満たすこと。

第七条第六号中「常に清潔にし、随時日光にさらす等適当な方法により消毒する」を「適切に洗濯及び管理を行う」に改め、同条第九号中「じんあい及び紙くずの類を入れるふたのある容器」を「ごみ箱を、必要に応じて十分な数」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

別表第一及び別表第二中「第一条―第三条」を「第一条、第二条」に改める。

(災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正)

第二条 災害派遣手当の支給に関する条例（昭和二十八年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第2条に規定するホテル営業及び旅館営業」を「第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業」に改める。

(三重県暴力団排除条例の一部改正)

第三条 三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「ホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十七号

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十五人」を「五十一人」に改める。

第二条の表伊勢市選挙区の項中「三人」を「四人」に改め、同表尾鷲市・北牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表鳥羽市・志摩市選挙区の項を次のように改める。

鳥羽市選挙区	鳥羽市	一人
--------	-----	----

第二条の表熊野市・南牟婁郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表いなべ市・員弁郡選挙区の項の次に次のように加える。

志摩市選挙区	志摩市	二人
--------	-----	----

第二条の表多気郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改め、同表度会郡選挙区の項中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年二月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十八号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「百分の二十」を「百分の四十五」に、「百分の百九十七・五」を「百分の百五十七・五」に、「百分の二百十二・五」を「百分の百七十一・五」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第五十九号

三重県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

三重県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三重県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 8 平成三十年四月一日から平成三十一年四月二十九日までの間に交付する会派に係る政務活動費の額は、第四条第一項の規定にかかわらず、一月当たり、八万四千円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例

三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「健康福祉病院常任委員会」を「医療保健子ども福祉病院常任委員会」に改め、同号イ中「健康福祉部」を「医療保健部」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 子ども・福祉部の所管及びこれに関連すること。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定による健康福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による健康福祉病院常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定による医療保健子ども福祉病院常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
